

保国第837号  
平成26年1月22日

記

福岡市国民健康保険運営協議会  
会長 石田 重森 様

福岡市長 高島 宗一郎



平成26年度 福岡市国民健康保険事業の運営について（諮問）

国民健康保険事業の運営につきましては、かねてより貴協議会のご指導、ご協力をいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

国民健康保険は、誰もが安心して医療を受けることができる国民皆保険の基盤として、これまで大きな役割を果たしてきたところでございます。

しかしながら、これまでの社会経済情勢の変化により、高齢者が多く医療費水準が高いことや低所得者が多く所得水準が低いなど構造的な問題により、財政基盤は脆弱なものとなっております。今後も高齢化の進展等により医療費等の増大が見込まれる中、国保の運営はますます厳しくなっていくものと思われまます。

このような状況を踏まえ、国においては、平成25年12月に社会保障制度改革の全体像や進め方を定めた「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が施行されたところで、医療制度につきましても、国保の保険者・運営等のあり方の改革などについて、29年度を目途に必要な措置を講じると定められておりますので、今後とも国の動向を注視してまいります。

福岡市の国民健康保険事業におきましても、高齢者や低所得者の加入割合が高いといった構造的な問題を抱えており、収入の確保や医療費適正化に努めているものの、その運営はますます厳しくなっている状況でございます。

平成26年度の事業運営にあたり、一層の財政健全化に向けた取組を進めるとともに、こうした国民健康保険の構造的な問題や経済情勢等を踏まえ、次のとおり諮問いたしますので、ご審議のうえ、ご答申くださいますようお願いいたします。

## 1. 被保険者一人あたり保険料について

### (1) 一般被保険者医療給付費分

平成26年度の一般被保険者医療給付費分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 51,997円（前年度に比し、337円引上げ）とする。

### (2) 後期高齢者支援金等分

平成26年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 20,002円（前年度に比し、337円引下げ）とする。

### (3) 介護納付金分

平成26年度の介護納付金分にかかる保険料は、被保険者一人あたり 23,845円（前年度に比し、128円引上げ）とする。

## 2. 保険料の賦課限度額について

### (1) 後期高齢者支援金等分

賦課限度額にかかる政令が改正された場合、平成26年度の後期高齢者支援金等分にかかる保険料の賦課限度額は、16万円（前年度に比し、2万円引上げ）とする。

### (2) 介護納付金分

賦課限度額にかかる政令が改正された場合、平成26年度の介護納付金分にかかる保険料の賦課限度額は、14万円（前年度に比し、2万円引上げ）とする。

以上